

平成20年版 聞くだけ宅建Ⅱ 法令上の制限 (7063)

【法改正のお知らせ】

※平成20年7月7日版の【法改正のお知らせ】の記述に誤りがありましたので、下線の通り修正いたします。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

平成20年10月6日

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集部

TEL. 03-3504-0361

【法改正】上記教材に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置		改正前	改正後
104	上7行目～9行目	また、住宅以外の家屋については、平成18年4月1日～平成20年3月31日に取得したものに限り、3.5/100となる（同法附則8条11項）。	削除
107	上11行目	（同法附則16条）	（同法附則15 <u>条</u> の6）
108	上4行目	（同法附則16条11～15号）	（同法附則15 <u>条</u> の9 <u>第</u> 4～8項）
108	上4行目の次に右のように追加	(8) 省エネ改修工事の特例 保有している一定の住宅に対して、一定の省エネ改修工事を行ったものについては、翌年度の家屋の固定資産税に限り、その税額の1/3に相当する額が減額される（同法附則15 <u>条</u> の9 <u>第</u> 9～12項）。	
113	下4行目	平成20年3月31日	平成21年3月31日
CD(DISK4)トラック5 ㊦宅地建物に関する税5：00秒「税率の特例というのがあります」付近		取得が平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた土地あるいは住宅用の家屋の取得に限りまして100分の3とすることにしてあります。それから住宅以外の家屋については、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものに限り100分の3.5としてあります。	取得が平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた土地あるいは住宅用の家屋の取得に限りまして100分の3とすることにしてあります。